

北栄町告示第95号

北栄町学校給食調理等業務委託(以下「委託業務」という。)の公募型プロポーザル方式に係る手続の開始について、次のとおり告示する。

令和8年9月24日

北栄町長 手嶋 俊樹

1 委託業務の概要

- (1) 業務の名称 北栄町学校給食調理等業務委託
- (2) 業務の内容 北栄町学校給食調理等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 業務の委託期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで 5年間
- (4) 業務の履行場所 北栄町学校給食センター及び北条こども園(北栄町国坂680番地)
- (5) 予算額 令和9年度から令和13年度までの5年間で、405,350,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 委託業者の選定方法

公募によるプロポーザル(企画提案)方式

3 応募資格

参加事業者の資格要件は次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1)次に掲げる事項を全て満たし、かつ、法人格を有する者であること。
 - ア 法人格を有し、本委託業務の目的に沿って、事業を円滑に遂行することができるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
 - イ 学校給食調理業務の受託実績を3年以上有する者又は、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添。最終改正:平成29年6月16日付け生食発0616第1号)に基づき、1回300食以上若しくは1日750食以上を提供する調理業務の実績を5年以上有する者であること。
 - ウ 契約時にア及びイの掲げる要件を満たす業務履行保証人を確保することができる者であること。
 - エ 製造物責任法(平成6年法律第85号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。
 - オ 連絡調整を速やかに行うために、令和9年4月1日までに、鳥取県内に、本社、支社、営業所又は出張所等のいずれかを有することができる者であること。
 - カ 募集要項等に関する説明会及び現地見学会に出席した者であること。
 - キ 仕様書に示す実施体制を整備することができる者であること。

(2)参加業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加事業者になれない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 北栄町の競争入札における指名停止措置を受けている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定(決定したものに限る。))を受けた者を除く。)
- エ 国税及び地方税を滞納している者
- オ 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業の停止処分を受けた者。(ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。)
- カ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない者
- キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する)暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

4 応募手続き

(1)応募書類等の公表

募集要項等、本委託事業に関する資料は、北栄町ホームページにおいて公表する。

(<https://www.e-hokuei.net/>)

ア 公表資料 調理等業務委託募集要項、仕様書、様式集

(2)募集要項等に関する説明会及び現地見学会 応募希望者は、必ず出席すること。

ア 日時 令和8年10月9日(金) 午後3時

現地見学会は説明会終了後～

イ 場所 北栄町国坂680 北栄町学校給食センター

(3)質問の提出及び回答

ア 提出期間 令和8年10月9日(金)から令和8年10月19日(月)までの日

イ 提出方法 質問書(様式第1号)に必要事項を記載し、8に掲げる担当部局に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答の内容は、令和8年10月27日(火)に北栄町ホームページにおいて公開する。

(4)提案書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第2号) 1部
- (イ) 提案書 提出書類一覧表に定める各様式(様式第3号～様式第13号)正本及び副本9部提出のこと。
- (ウ) 提案書の規格はA4判・縦型・横書き・左綴じで作成するものとし、ページを付して、各様式のほか、添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じて提出すること。なおフラットファイルの表紙及び背景紙に応募事業者の社名を表記すること。
- (エ) 会社概要については、会社の沿革、組織、経営状況調査票及び直近3期分の財務諸表(損益計算書及び貸借対照表の写し)をA4判フラットファイルに綴じて提出してください。ただし、会社の沿革及び組織については、PR用パンフレットでも可とする。
- (オ)「3 応募資格」(2)オによる行政処分事例がある場合は、参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第2号)にその旨記載して申し出るとともに、当該処分等の後の対応、改善策に関する書面等を添付すること。

イ 提出期間 令和8年10月28日(水)から令和8年11月9日(月)までの日(町の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出場所 北栄町国坂680 北栄町学校給食センター

エ 提出方法 提出場所へ直接持参

5 審査の方法

北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、下記の審査方法や「委託業者選定審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。

(1)審査方法

選定委員会は、応募資格の確認審査を参加資格審査申請書等により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認し、資格不備の場合は失格とする。

ア 提案の選考審査

- (ア)選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。これらの項目を1項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とする。
- (イ)提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の 齟齬や矛盾がないこと。
- (ウ)提案書全体について、様式集に沿った構成(項目の構成、枚数制限等)となっていること。
- (エ)当該提案に関連する各様式(別紙「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が

仕様書を満たしていること。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

選定委員会は、書類審査において、選定された応募事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

ア 日 時 令和8年12月上旬の予定

選定委員会による基礎審査及び評価審査 得点の高い5事業者を選定

(3) 評価審査

選考委員会は、提案書等に記載された内容、見積書、プレゼンテーション等について、「委託業者選定審査基準」により採点を行い総合評価点で順位付けを行います。

(4) 審査基準 別に定める「北栄町学校給食調理等業務委託募集要項」に記載のとおり

(5) 審査結果通知及び公表

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにおける選定結果は、応募者全員に通知する。

6 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 前記3の参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 見積書の見積金額が前記1(5)の予算額を超えている場合又は異常に少額である等の理由により委託業務が適正に履行されないおそれがある場合

(3) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

(4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(5) 提出書類に虚偽の記載があった場合

7 その他留意事項

(1) 参加事業者は、提案書の提出をもって募集要項の記載内容を承諾したものとする。

(2) 応募に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(4) 参加事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町は必要があるときは、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用する事ができる。なお、選定に係る公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合がある。

(5) 提出された書類については、提出期間に限り補正することができるが、提出期間終了後は変更できないものとし、また、その理由のいかんに関わらず返却しないものとする。ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聴き取り調査を行う場合がある。

(6)町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。

(7)参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とする。

ア 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 一の応募事業者が複数の提案を行った場合

ウ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

オ 虚偽の内容が記載されている場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

キ 著しく信義に反する行為があった場合

(8)その他

ア 町が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ 本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募業者に通知する。

8 担当部局(問い合わせ先)

北栄町学校給食センター

(所在地)〒689-2102 北栄町国坂680番地

(電話) 0858-36-3244(直通)

(ファクシミリ) 0858-36-3245

(E-mail)kyushoku@e-hokuei.net